

## 会議録

### 令和5年第3回更別村議会定例会

第1日（令和5年9月11日）

#### ◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 3号 令和4年度一般会計継続費精算の件
- 第 8 報告第 4号 令和4年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 9 議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第11 議案第67号 動産の買入の件
- 第12 議案第68号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第4号）の件
- 第13 議案第69号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第14 議案第70号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第15 議案第71号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第16 議案第72号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第17 認定第 1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第18 認定第 2号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第19 認定第 3号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第20 認定第 4号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第21 認定第 5号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第22 認定第 6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

#### ◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山 猛	副村長	大野 仁
教育長職務代理者	佐藤 正範	代表監査委員	笠原 幸宏
総務課長	末田 晃啓	総務課参事	小寺 誠
企画政策課長	本内 秀明	企画政策課参事	今野 雅裕
産業課長	高橋 祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥
建設水道課長	石川 亮	保健福祉課長	新関 保
子育て応援課長	酒井 智寛	診療所事務長	岡田 昌展
学校給食センター所長	小林 浩二	教育委員会 事務局主幹	道券 龍二
農業委員会 事務局長	川上 祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 敬貴	書記	村田 弘治
書記	山角 竹志		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集のご挨拶がございます。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。本日ここに令和5年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、うれしいご報告があります。長年の懸案事項でありました本村のふるさと納税であります。9月7日時点での本年度の寄附額が9,035件となっており、金額は1億938万2,000円となりました。現時点で昨年1年間の寄附実績を大幅に上回り、過去最高額となりました。今回の補正でふるさと納税に関わる経費等の増額の予算を追加計上しておりますので、ご審議、ご承認をよろしくお願い申し上げます。これまで毎年のように議員の皆様や村民の皆様より厳しいご指摘や改善の声が強かった本村のふるさと納税であります。自主財源の確保とそれらに基づく本村の独自の施策の実現や諸課題解決に向け、一喜一憂することなくしっかりと継続的に取り組んでまいる所存であります。

さて、現在本村では例年よりかなり早い収穫作業が進められております。畑のあちこちでハーベスターやコンバインが躍動し、農作物の運搬トラックが村内を頻繁に往来しております。この間の厳しい猛暑や多湿、干ばつ等による異常とも言える気象変動による作物への影響が懸念されるところであります。生産者の皆様のこれまでのご努力とご苦労が報われ、今後も天候に恵まれ、本年も実り豊かな豊穰の秋となることを切に願っております。

さて、ロシアのウクライナ侵攻から1年半が経過し、いまだに農業資材や肥料、飼料、燃油の高騰が続いております。引き続き酪農をはじめ、畜産、畑作農家の皆さんを取り巻く状況は厳しさを増し、生産者をはじめとする農業関係者の皆様のご苦労は計り知れないと認識を強くしているところであります。昨年に引き続き、農業経営の逼迫が緊急事態を迎えております。村としてもJAさらべつや関係者の皆さんと共に酪農飼料価格高騰対策事業助成金の実施など、これまで対策を重ねてまいりましたが、今後も畑作を含めた農業経営全般に関わる支援策を国や道の施策や動向に注目しながら、関係機関としっかり連携をして確実に村としても実施していかなければならないと考えているところであります。

また、燃油や電気料、食品や生活用品全般の値上げによる物価高騰は未曾有の事態となっております。村民生活に与える影響は多大なものとなっております。速やかな物価高騰対策の実施も喫緊の課題となっております。現在、昨年に引き続き3回目となる村民1人当たり5,000円、1回目は3,000円でございます。生活応援クーポンを村と商工会で発行しております。8月末時点で換金率59.67%、938万9,500円が執行されております。さらに、本

年4月に遡って高校入学者への10万円の支給、本年度の保育園、幼稚園、小中学校給食費の無償化を実施しているところであります。村内事業者、農業者向けには7月から10月までの水道基本料金の免除、また0歳から2歳までの第1子の保育料と学童保育所の保育料の半額免除を行っております。本年度の福祉灯油につきましても、厳しい燃油価格の高騰が予想されることから、昨年に引き続き一律1万円の上限を廃止して、物価上昇や燃油高騰に見合う支援策を実施する予定としております。しかしながら、依然として厳しい生活、経済環境にあることには変わりはなく、村民の皆様への生活の安定、向上や農業、商工業者、事業者の皆様への支援を関係機関の皆様と共に検討し、実施してまいり所存であります。

また、異常な猛暑が続き、幼稚園や小学校で2日間の臨時休業を実施しました。来年も同じ状況が予想されますことから、教育保育関連施設・機関へのエアコンの設置等を含む猛暑対策の準備を現時点から直ちに始めることを考えております。

さて、第6期総合計画も折り返し地点を回り、これまで各分野における実施状況を踏まえた評価を行い、新たに設定した年度ごとの指針や目標の達成に向けまして確実に施策を実行していかなければならないところであります。また、昨年のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業タイプ3に引き続き、今年度はタイプX、その他の採択をいただいております。村が掲げる更別スーパービレッジ構想に基づく住民サービスの充実や、待ったなしの行政のデジタル化はもちろんのこと、人口減少、少子高齢化の大きな嵐が吹き荒れる中において解決しなければならない課題にしっかりと正対し、果敢に挑戦してまいり所存であります。

早速役場において、お越しにならなくてもスマホやパソコンにおいて電子行政届け、申請ができるサービスを開始したところであります。ごく一部でありますけれども。数十年来の悲願でありました国営かん排事業、新更別地区国道橋の架け替え工事が本年度よりいよいよ始まりました。事業費、工費を含めて本村にとっても歴史的な大事業となります。この間長年にわたり奔走された期成会をはじめ、関係者の皆様の地道な取組の積み重ねに心からの敬意を表するものであります。大事をなすには必ず人をもって本となす、この言葉のように改めて地域の皆さんの艱難辛苦に立ち向かう粘り強さと結束力に触れ、村政もかくあらねばと考える次第であります。今後20年、30年後の豊かで持続可能な村の実現に向けては今ある歩みを決して緩めてはなりません。更別村の未来に向かって、立ち止まることなく、村民の皆様と共に職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。議員各位の皆様引き続きご理解とご協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、報告案件2件、令和4年度各会計決算認定の件、人事案件1件、ほか2件、令和5年度一般会計ほか各会計補正予算など、合わせて16件につきまして審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、尾立さん、5番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月4日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月20日までの10日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より20日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は10日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

小谷総務厚生常任委員長。

○小谷総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和5年7月25日火曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、予防接種の実施状況について。

4、経過、委員5名の出席により、調査事項について保健福祉課長と保健福祉課保健推進係長、子育て応援課長と子育て応援課課長補佐の出席を求め、説明を受けた。

5、調査の結果。

(1)、予防接種法について（昭和23年法律第68号）。

伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を防止するとともに、国民の健康の保持と接種による健康被害の迅速な救済を図る（副反応疑い報告制度、健康被害救済制度）。

対象疾病、A類疾病は、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置き、接種は努力義務であり、接種勧奨を行っている。B類疾病は、主に個人予防に重点を置き、接種の努力義務・勧奨はない。

定期予防接種、実施主体は市町村で、費用も市町村負担である。

臨時予防接種、実施主体は道または市町村で、費用は国負担である。

(2)、現状について。

乳幼児の予防接種では、1歳未満児の同時接種に対する不安について、副反応に関わる丁寧な説明を通じて保護者が判断されているとの説明を受けた。子宮頸がんワクチンに関しては、一時副反応の問題があったが、令和4年から積極勧奨となっており、接種の効果と副反応リスクの比較とともに、救済制度を副得た説明の後、本人判断で接種となるが、伸び悩んでいる状況とのことである。次に、風疹であるが、予算措置もされている中、受診率が低いのは病気に対する認識の甘さが関係しているのではとの問いに対して、抗体検査を受け、抗体がなければ接種（令和6年まで期間延長）をしていただきたいが、一方で身近に大流行などない中、予防接種までの認識に至らないのではとの見解であった。ちなみに、妊産婦健診では必ず風疹の抗体検査が行われている。現在、任意接種となっている帯状疱疹については、十勝でも士幌町・上士幌町が助成を開始しているが、国でも定期接種について検討するのでとの説明を受けた。接種場所と移動手段に関しては、入所されている施設での接種が可能であったり、訪問診療の方はご自宅で、移動手段がない方には移送サービスの活用でそれぞれ対応されているとの説明であった。接種の記録に関しては、かつて集団接種の時代で記憶や記録も不確かなところであるが、現在では母子手帳があり、しっかり都度記録しているとのことである。

(3)、今後の方向性について。

前述のとおり、更別村では予防接種法に準じて適正に接種が実施されていることの確認ができた。一方で、接種率の低い定期接種は未接種者への勧奨手段を工夫するなど、村としても一考すべきではないか。しかし、接種対象の疾病が本村において蔓延の状況にないのも現状である。また、ワクチン接種会場について、接種者に不安のない動線であるようにとの意見もつけ加える。医療が進歩することで予防接種も進化し、防げる病気が増えている。このことによって高齢者の帯状疱疹など、今後村内でも発症の増加が想定されるならば、ワクチン助成の検討も視野に入れてはどうか。

最後に、保健福祉課と子育て応援課とともに国保診療所とが綿密な連携を図ることで予防接種が村民の健康福祉に寄与するところは大きい。「全ての子どもから大人までの人生」において命を守るためにも、その時々に必要な接種を受けることが自身のみならず家族や地域コミュニティをも集団的に保護し、健康で幸せな更別村での生活に大変重要な要素であると調査から痛感したところである。

以上、報告とする。

○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

尾立産業文教常任委員長。

○尾立産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和5年8月28日月曜日午前9時。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員5名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、春の播種作業は天候にも恵まれ、おおむね順調に進んだ。気温は、3月から高温傾向となり、最高気温も30度を超す日が多かった。降水量も平年降水量を下回り、一時的にまとまった降雨があったものの、少雨傾向は解消できなかった。そのため、作物の生育速度に影響が出ている。秋まき小麦の収穫は、平年より1週間ほど早く終了した。収穫については、細麦傾向ではあるものの、令和3年度に次ぐ収穫量が見込まれている。バレイショは、茎長が短く、黄変期も早まったが、上いも数が確保され、収量は平年以上の見込み。牧草は、現在2番草の収穫中であるが、少雨、猛暑による影響により減収見込み。加えて品質低下が懸念される。サイレージ用トウモロコシは、生育が順調で9月10日には豊熟期を迎える見込み。実の入りが早いため、かなりよい状態で収穫期を迎えることが期待されるとの報告を受けた。金時、手亡、小豆、大豆、てん菜の5作物については、現地調査で確認した。

(1)、金時、生育は早く、少雨による小粒傾向は見られるものの、収量は平年並みの見

込み。

(2)、手亡、生育は早く、着莢数は多い。

(3)、小豆、生育は早く、着莢数は多い。

(4)、大豆、生育は早く、着莢数は平年の3倍に達する。

(5)、てん菜、生育は移植、直播とも平年より早く、根周は平年よりも大きい。褐斑病の発生蔓延が懸念される。

調査の結果、7月、8月の異常気候にもかかわらず、総じて作物の生育も順調に推移し、収穫作業も例年より早く、収量も平年並みか平年以上が確保されることが期待できる。本年は3月から気温上昇、高温が続き、各作物の登熟期が重なると収穫作業が一時期に集中し、適期収穫が難しくなるため、収穫体制の確保、拡充対応が必要との意見もあった。今後も想定されるであろう気候変動への対応の重要性を認識するとともに、生産量の安定確保対策の必要性を認識した。収穫時期の本番を迎えるが、事故のない豊饒の出来秋であることを期待する。

以上、報告とする。

○議 長 これにて常任委員会の報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから口頭にて補足説明をさせていただきます。

1の寄附であります。令和5年8月30日、更別森林組合様より現金500万円の寄附をいただきました。更別村寄付条例第2条第2号、「産業が元気なまちづくり」に対する指定寄附であります。今後本村の森林環境の保全や林業振興のため、有効に活用させていただきたいと考えております。貴重な浄財のご寄附に村民を代表して心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

2の農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦につきましては収穫作業は平年より早く終了しております。パレイショにつきましては、収穫作業は平年並みに進んでおります。上いも数が多い。しかしながら、1個重は小さく、でん粉価はやや高いとのことであります。豆類は、生育は平年よりも進んでいるとのことであります。大豆は、着莢数が増加し、一莢内粒数も1.9と平年より多いとのことであります。小豆は、着莢数は平年より少ないですけれども、一莢内粒数は6.2と平年より多い傾向、金時は収穫作業は6割終了し、着莢数、一莢内粒数は平年よりも多い傾向ですけれども、百粒重が66と平年より小粒傾向にあります。手亡は、平年並みであります。てん菜、根周は、根周りですけれども、平年より大きく、生育もプラス10日と順調であります。褐斑病が広く見られるとのことであ



ります。飼料作物は、牧草は2番草の収穫作業が順調に進んでおります。デントコーンの生育は、高温、多照により生育が進んでおります。

3の令和5年度建設工事の進捗状況(100万円以上)についてでありますけれども、別紙2のとおりまとめております。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これでは村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 村長の冒頭の挨拶も含めて、一般行政報告も含めて、教育長の今回の欠席の部分も含めて、これについてちょっと確認だけをさせていただきたいなというふうに思っています。

もちろんコロナが5類になって、個々の判断も含めてという今、状況の中で感染するのは、これは仕方ないことです。その有無については何も言うつもりはありませんが、ただ行政、特別な公職という立場の中からいくと、意識的にちょっと弱いのかなというふうに感じます。今、北海道、さらに十勝、この感染率はよそに比べて高いのは多分村側のほうにも報告はあると思うのです。そうなる、それに対する予防は皆さんしっかりとやっていますし、職員もしっかりと最低限、マスクする人も外す人も、それは個々の考え方ですので、それも別に責めるつもりは一切ありませんが、ただ、今回、教育長が感染した中で、ちょうどタイミング的に中学生の職業体験をしていたのです。それで、教育長が各事業所を巡回していた。でも、そのときにはマスクもしないで巡回しているわけで、それをすれとは言わないですけれども、公的ないろんなところに出かける人間として、十勝の状況も教育長に報告されているのかどうなのかもちょっと分かりませんが、行政としてコロナに対する職員の中の認識の仕方というのがどこまでやっているのかというのをちょっと確認したいのと、やっぱり公的な職にいる以上は最低限の気配りが必要なだろうと、各事業所に行くにしても、それはマスク外して何っても構わないですけれども、事業所にしてもそれでうつつて事業ができないことだってあるわけですし、中学生の子どもたちもいる。小学生の子供たちもいる。そういう立場の人間が意識的にちょっとレベルが低いのかなと、もう少し何かしらの対応というか、それは行政の考え方も含めてしていただければいいのかなというふうに思っている、今の現状のコロナに対する村側の考え方というものを一応聞かせていただきたい。行政報告で多分今回の欠席の部分報告されるのかどうか、ちょっと分かりませんが、一切その部分には触れていないので、その辺も含めてちょっとお願いをしたいなというふうに思います。

○議 長 ちょっといいですか、ただいまの質問に関しまして、一般行政報告と、今報告されている内容と直接関係ないような気はいたしますけれども、可能であれば村長、一

言お願いいたします。

(何事か声あり)

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 基本的に特別職という中で、今定例会を欠席している中で報告がないという時点で、それはするべきでしょう。だから、報告もありませんので、どうなのですかという話をしているだけで、関連もくそもないです。報告すべきです。

以上です。

○議 長 報告自体はされておりますけれども、ただ高木さんいわく、この議会にこういう状態になったことに対する村側というか、執行者側の報告というか、一言お願いしたいということだと思っておりますけれども。

○7番高木議員 議会にしてくれとは一言も言っていませんよ、住民に対してです。いろんな人たちに対して、そこは何で欠席しているのと、そういうことだって、公的な特別職なのですから、そこを報告するのかわからないのかは各町村の考え方でし、別にしなくても全然構わないですけれども、ただ今回の場合については様々な意識の低さがあまりにも目につくので、その辺について村側としてコロナに対する十勝管内、北海道の感染率が高い中でどういう認識をしているのか確認をしたいと言っているだけで、別に欠席を責めているわけでも何でもありませんので、行政としてコロナの今の現状としてどういう考えをしているか聞かせてくださいということですから。

○議 長 先ほど言いましたように、直接今回の報告とは関連があるかどうかというのはちょっと微妙な線ですけれども、村長のほうから報告をお願いいたします。

○村 長 高木議員さん、いろいろ説明不足で大変申し訳ありませんでした。

職員等に対する部分については、課長会議等を通じて規定とか、特にマスクの着脱につきましても村民の皆さんと直接関わる部分についてはしっかりつけるということで住民生活課等々、あるいは保健福祉課等々で実施をしていると思います。その部分は共通理解をしながら進めているわけでありまして、今日は教育長代理、佐藤代理に来ていただいておりますけれども、教育委員会の中身として、内部として本日の議会に教育委員会として責任を持てる方に出席していただいております、第5類ということもあって、私がしっかりもう少し丁寧に説明すればよかったのですけれども、高木議員さんご指摘のとおり、詳しい中身は言えませんけれども、コロナに感染したということで本日は欠席しております。議事の進行に差し支えないようにしっかりご答弁等させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議 長 日程第7、報告第3号 令和4年度一般会計継続費精算の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 令和4年度一般会計継続費精算の件であります。

地方自治法第212条の規定により設定されました継続費の継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項に基づき、別紙のとおり継続費精算報告書を調製し、報告するものであります。

それでは、一般会計継続費精算報告書のほうを、次のページめくっていただければありがたいと思います。継続年度が終了した事業は、款2総務費、項1総務管理費、事業名、村史編さん事業であります。平成30年度の年割額は253万8,000円でありまして、支出済額は年割額と同額であります。令和元年度の年割額は286万2,000円で、支出済額と同額であります。令和2年度の年割額は529万2,000円で、支出済額同額であります。令和3年度の年割額は893万7,000円で、支出済額同額であります。令和4年度の年割額は807万7,000円で、支出済額は807万6,600円、年割額と支出済額との差は400円となっております。合計で年割額2,770万6,000円、支出済額2,770万5,600円、年割額と支出済額との差は400円となっております。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第4号

○議 長 日程第8、報告第4号 令和4年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第4号 令和4年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件であります。

令和4年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、令和4年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。1、健全化判断比率でございます。備考に記載してありますとおり、各比率とも負数で算出された場合は棒線を表示をしております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければならないこととされております。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は1億8,905万5,357円で黒字でございますので、実質赤字比率はマイナス6.23%となり、棒線を表示をしております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計同様本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス11.45%となり、棒線を表示をしております。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の実質公債費比率は7.6%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさを表す将来負担額から基金や交付税の歳入見込みなどの充当可能財源額を減じた額を財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源額が将来負担額を上回ることからマイナス198.0%となり、棒線を表示をしております。

2、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

1 ページおめくりいただきまして、8月30日付で監査委員から提出された令和4年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写し、それから7月11日付で監査委員から提出されました令和4年度更別村公営企業の資

金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第9 議案第65号

○議 長 日程第9、議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村教育委員会委員に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南4線76番地9にお住まいの寺井麻利子様であります。昭和43年3月22日生まれ、55歳であります。

寺井様におかれましては、令和元年10月1日より1期4年にわたり本村教育委員を務めていただいております。この間、教育委員として本村の教育、文化の振興にご尽力をいただいております。また女性の立場からもきめ細やかな視点から子育て、不登校、いじめなどの教育課題、あるいは教育行政全般に係るご提言やご助言を数多くいただいております。また、自らも子育てをされながら、教育問題について関心が高く、豊富な知識と経験をお持ちの寺井様に引き続き教育委員をお願いいたしたく、議会のご同意をよろしく願うものであります。

なお、任期は令和9年9月30日までの4年間です。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第66号

○議 長 日程第10、議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、新規団体の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表の変更につきまして協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合理約別表（2）に「、後志広域連合」を加えるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第67号

○議長 日程第11、議案第67号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第67号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買入しようとするものであります。

1、買入の目的、スクールバス購入のため。

2、動産の品名、中型自家用バス。

3、動産の数量、1台。

4、契約金額、2,403万5,000円。

買入の方法及び時期、指名競争入札による落札。

契約の相手方、河西郡更別村字更別南1線91番地、有限会社石村車輛整備工場代表取締役、石村和也様であります。

理由といたしまして、財産の取得につきましては更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年更別村条例第7号)第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、資料を添付してありますので、そちらのほうを御覧ください。資料(議案第67号)であります。

1、入札日時は、令和5年8月29日午前10時であります。

2の指名業者につきましては、お目通しをお願いするものであります。記載のとおりであります。

3、仕様内容は、中型自家用バス1台であります。

4、納入期限は、契約締結の日から令和6年3月20日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第67号 動産の買入の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

- 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第68号

- 議 長 日程第12、議案第68号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第4号）の件  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第68号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第4号）の件であります。  
第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,798万7,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,862万9,000円とするものであります。  
なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。  
以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明させていただきます。令和5年度更別村一  
般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

令和5年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳  
出それぞれ5億3,798万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億  
2,862万9,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額  
並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございま  
す。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。初めに、人件費についてご説明いたし  
ます。20ページをお開き願います。給与費明細書、1、特別職、長等、期末手当で14万4,000  
円の増額でございます。教育長の期末手当支給率変更に伴う増額です。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。初めに、  
歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、



目1一般管理費は、2億928万6,000円を追加し、補正後の額を8億6,961万円とするもの  
でございます。説明欄(1)、寄付金管理事業は、ふるさと納税の寄附見込額の増加に伴う各  
事業経費の増額のほか、寄付金管理基金への積立てを増額するものです。

目4地方振興費は、10万円を追加し、補正後の額を8億535万円とするもの  
でございます。説明欄(1)、企画政策事務経費は、毎年開催しております村づくり懇談会の講師派遣に  
関する経費です。

11ページをお開き願います。目7車両管理費は、6万6,000円を追加し、補正後の額を  
5,074万9,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、バス運行維持管理経費は、高速道路の利用増加が見込まれるため  
です。

目8村有林管理費は、508万8,000円を追加し、補正後の額を3,415万2,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、村有林整備事業、補助事業は、殺鼠剤単価の増額、造林事業  
標準単価の改正による殺鼠剤散布単価の増額によるものです。(2)、村有林野基金積立金  
は、更別森林組合より寄附金500万円の申出があり、基金に積み立てるものです。

目9住民活動費は、51万6,000円を追加し、補正後の額を2,381万4,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、行政区会館維持管理経費は、旭区行政区会館のストーブを更新す  
るものです。

目10財政調整基金費は、6,952万8,000円を追加し、補正後の額を9,457万4,000円とする  
もの  
でございます。説明欄(1)、財政調整基金積立金は、令和4年度の繰越金が確定した  
ことに伴い、財政調整基金に積立金として積み増しするもので、法律に基づきまして令和  
4年度繰越金1億8,905万5,000円2分の1以上を積み増すものです。

12ページを御覧願います。目12減債基金費は、39万6,000円を追加し、補正後の額を40  
万3,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、減債基金積立金は、定期預金及び国債の  
利子及び配当金を積み立てるものです。

項2徴税费、目1税務総務費は、6万4,000円を減額し、補正後の額を487万9,000円とす  
るもの  
でございます。説明欄(1)、税務事務経費は、十勝市町村税滞納整理機構へ引き継  
ぐ滞納者の変更に伴うものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、99万8,000円を追加し、補正後の  
額を2億5,249万4,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、福祉扶助経費は、現状在  
宅障害者が通所施設または医療機関へ通所、通院する場合に要する交通費について公共交  
通機関利用料の相当額2分の1を助成しておりますが、介護タクシーを利用する合理的な  
必要性が認められる場合、公共交通機関同様利用料の2分の1を助成するため、増額する  
もの  
でございます。(2)、重度心身障害者医療給付費事業経費は、医療給付見込額の増加  
に伴うものです。(3)、福祉館維持管理経費は、上更別福祉館に光回線を接続するため  
です。13ページをお開き願います。(4)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、十勝市  
町村税滞納整理機構への負担金確定に伴う減額です。(5)、ひとり親家庭等医療給付事業  
経費は、医療給付見込額の増加に伴うものです。

目2福祉の里総合センター費は、96万3,000円を追加し、補正後の額を7,185万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、施設修繕予算について執行状況により今後不足が見込まれることから、追加するものでございます。

(2)、給食業務経費は、月額パート調理員任用に伴う通勤費、冷凍冷蔵庫の更新に伴うものでございます。

項2児童福祉費、14ページを御覧願います。目1児童福祉総務費は、171万6,000円を追加し、補正後の額を1億9,107万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、子ども医療給付事業は、医療給付見込額の増加などに伴うものです。(2)、出産・入学報償費は、小学校、中学校に入学する際のお祝金ですが、実績の確定に伴う減額です。

項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費は、160万円を追加し、補正後の額を9,745万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、施設修繕予算について執行状況により今後不足が見込まれるため、追加するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、203万7,000円を追加し、補正後の額を1,013万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、乳幼児医療費給付費は、医療給付見込額の増加などに伴うものです。15ページをお開き願います。(2)、医療施設等運営補助金は、帯広厚生病院の運営費補助額の確定に伴うものです。

目2予防費は、548万7,000円を追加し、補正後の額を2,656万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び(2)、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、秋接種と言われる全村民を対象といたしました新型コロナウイルスワクチン接種につきまして体制を整備するために必要な事務経費及び予防接種委託料を追加するものです。

16ページを御覧願います。目4診療所費は、33万8,000円を追加し、補正後の額を2億5,401万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、歯科診療所医療機器購入事業は、事業実績に伴う執行残などがございます。(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、歳入歳出の均衡を図るためです。

目5保健推進費は、44万2,000円を追加し、補正後の額を3,343万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、母子保健事業経費は、不妊治療費に係る助成申請件数の増加によるものです。(2)、子育て世代包括支援センター運営事業は、栄養士の採用によるものです。

款5労働費、項1労働費、17ページをお開き願います。目1労働諸費は、20万4,000円を追加し、補正後の額を699万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、雇用対策事業は、地元雇用促進事業助成金の新規申込みがありましたので、追加するものです。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費は、2億3,233万9,000円を追加し、補正後の額を4億2,776万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業について新規採択となりましたので、追加する

ものです。

項2林業費、目1林業振興費は、3万7,000円を追加し、補正後の額を829万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、林業行政事務経費、經常分は、森林整備担い手対策推進事業につきまして更別森林組合の森林作業員の増に伴うものでございます。

18ページを御覧願います。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持改良費は、129万2,000円を追加し、補正後の額を3,915万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、街路灯維持補修費は、街路灯を修繕するため、追加するものです。平成24年から26年にかけて導入いたしましたLEDの取替えのほか、漏電修理等を行うためです。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、14万4,000円を追加し、補正後の額を1億1,962万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、給与費明細書でもご説明いたしましたが、教育長の期末手当の増加に伴うものです。

項5社会教育費、目2社会教育施設費は、29万7,000円を追加し、補正後の額を1,372万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、農村環境改善センター維持管理経費は、ボイラーの温度指示調節器の故障により更新するものでございます。

19ページをお開き願います。項6保健体育費、目2体育施設費は、5万5,000円を追加し、補正後の額を7,170万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、農村公園維持管理経費は、噴水、遊水路清掃用高圧洗浄機の故障により更新するものです。

目3学校給食費は、20万6,000円を追加し、補正後の額を4,192万円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター維持管理経費は、給食食材の検収用の台の購入及びささがき用スライサーを更新するものです。

款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、491万6,000円を追加し、補正後の額を641万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、過年度過誤納還付金は、昨年度の国庫補助金、交付金について精算分を返還するものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1村税、項1村民税、目1個人は、1,653万4,000円を追加し、補正後の額を2億6,407万1,000円とするものでございます。農業所得の増加などによるものです。

項2固定資産税、目1固定資産税は、1,564万8,000円を減額し、補正後の額を3億3,804万4,000円とするものでございます。償却資産に係る課税見込額の減少などによるものです。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、27万1,000円を追加し、補正後の額を1,351万7,000円とするものでございます。実績に伴う増加です。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、32万7,000円を追加し、補正後の額を271万6,000円とするものでございます。個人住民税減収補填特例交付金の確定によるものでございます。

款14国庫支出金、7ページをお開き願います。項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、370万1,000円を追加し、補正後の額を917万2,000円とするものでございます。コロナ

ウイルスワクチン接種対策事業に関する国庫負担金です。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は、178万6,000円を追加し、補正後の額を801万1,000円とするものでございます。コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための国庫補助金です。

款15道支出金、項2道補助金、目2民生費道補助金は、31万円を追加し、補正後の額を4,908万円とするものでございます。重度心身障害者医療費助成事業、及び、ひとり親家庭等医療費助成事業に関し、北海道から事業費の2分の1が補助されるものです。

目3衛生費道補助金は、20万2,000円を追加し、補正後の額を277万6,000円とするものでございます。乳幼児医療費等の増加に伴う北海道からの補助金です。

目4農林水産業費道補助金は、2億3,233万9,000円を追加し、補正後の額を3億7,066万7,000円とするものでございます。持続的畑作生産体系確立緊急支援事業について新規採択に伴う北海道からの補助金です。

8ページを御覧願います。款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、78万6,000円を追加し、補正後の額を91万9,000円とするものでございます。減債基金積立金預金利子、及び、更別森林組合出資配当金でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、1億3,598万5,000円を追加し、補正後の額を2億3,278万5,000円とするものでございます。ふるさと納税などの増加によるものです。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、3,105万8,000円を追加し、補正後の額を3億4,809万4,000円とするものでございます。歳入歳出の調整によるものです。

款19繰越金、項1繰越金、9ページお開き願います。目1繰越金は、1億3,905万5,000円を追加し、補正後の額を1億8,905万5,000円とするものでございます。前年度繰越金の確定によるものです。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、10万円を追加し、補正後の額を1,322万円とするものでございます。村づくり懇談会に関する更別農協の負担分です。

目6過年度収入は、128万4,000円を追加し、補正後の額を128万5,000円とするものでございます。過年度収入の確定によるものです。

款21村債、項1村債、目4過疎対策事業債は、130万円を減額し、1億1,200万円とするものでございます。歯科診療所医療機器等整備事業の事業費が確定したことに伴う減額です。

目5臨時財政対策債は、880万3,000円を減額し、補正後の額を1,406万4,000円とするものでございます。普通交付税の確定に伴う減額です。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、地方債補正についてご説明いたします。3ページをお開き願います。地方債補正につきましては、記載されているとおりでございます。過疎対策事業債の限度額については補正後の限度額を1億1,200万円、臨時財政対策債の限度額については補

正後の限度額を1,406万4,000円とし、地方債の合計を6億3,476万4,000円としております。

以上、令和5年度更別村一般会計補正予算(第4号)につきましては以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 10ページお願いいたします。説明欄(1)で寄付金管理事業とありまして、村長からも先ほど寄附額が1億円を超えたという、大変今までになく大きな金額になったのではないかとうれしく思っているところでもあります。ふるさと納税につきまして当初から変わらないところとしては、返礼品の額が3割というのは変わらないと思うのですが、そのほか業務委託とかにも変わっていきまして、いろいろな新しいアイデアですとか、プロに任せることよっての開発がなされて、そういったことも寄附額の後押しに、品数が増えて後押しされているのではないかとはいえますけれども、当初は地元の産品を使って、ほかの地域で作ったり、加工ですか、こういったことも認められていたかと思うのですが、当初から随分と変容、さま変わりしていると伺っておりまして、そういったパーセンテージの内容ですとか、少し補足の説明をいただけたらと思います。お願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 まず、国が示しているふるさと納税の基準についてですけれども、返礼品の価格はふるさと納税の額の3割以下、ふるさと納税の業務に係る経費は全体の5割以下というのは、それは変わらないのですが、返礼品の価格が3割以下というのは、これは変わらないです。全体の経費の5割以下というのは、これまで入れなくてもよいと言われていた、例えば広告費みたいなものも含めてふるさと納税に係る経費は、全てこの5割の中に入れなさいということで国の取扱いが変わりましたので、これに伴って、村は今までこの返礼品のためにはこれだけのふるさと納税の寄附をいただきますということでやっておりましたけれども、そのように経費が増えますので、それぞれの返礼品に見合ったふるさと納税の額を全体的に見直しをしなければならないということで、これは10月以降にふるさと納税の額を見直すということで、今、作業を進めているところでございます。ということで、よろしくをお願いいたします。

○議 長 関連で6番、荻原さん。

○6番荻原議員 先ほどのふるさと納税の関係で非常に多くの寄附金があったということで、まずは担当職員の方々のご苦勞に敬意を表したいというふうに思います。

それで、私からの質問なのですけれども、ただいまの寄付金管理事業の中で12番のふるさと納税業務の委託料なのですけれども、これが1,500万くらい増額ということであります。その上の返礼品の関係も1,000万以上の増額になっている中で、この委託料についても大体それに近いくらいの額が今回補正されるということなのですけれども、もうちょっと詳しく、どういう部分が、これだけの額、増やさなければいけないことになったのかという部

分について説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 まず、そもそも今回の補正の理由からご説明をさせていただきますと、ふるさと納税を含む寄附金につきましては、今年度の当初予算で歳入で3,680万円という額を、これをふるさと納税の収入の目標ということで、歳出のほうもそれに見合った額を予算措置をしているところですが、村長のご挨拶の中でもありましたとおり、9月7日現在で既に9,035件、既に1億938万2,000円のふるさと納税をいただいているという状況になっています。これは、今年の5月に村内で設立された会社法人が食肉加工場を整備して、そこで取り扱う製品を返礼品として扱うということを開始してから急激にふるさと納税の収入額が増加したということになっております。このような状況から、今年度のふるさと納税の収入を1億6,628万5,000円を目標に補正をさせていただいております。ご質問のありましたふるさと納税業務委託料につきましては、これはいただくふるさと納税の件数や額に応じてお支払いするという委託契約になっておりますので、それに見合った委託料を追加で補正をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございました。今の説明からすると、今後さらに寄附額が増えた場合にはこの委託料も増額されるという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 目標のふるさと納税の額以上にいただくということになれば、さらにこれを追加していかなければならないということになります。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、課長から説明ありましたように、要因は食肉返礼品が増えたとか、もちろん職員の努力があったものだとも私は思っております。その中で、ふるさと納税、自主財源になるわけですが、ここで企業版ふるさと納税と個人のふるさと納税の金額の内訳、ざっくりでもいいのですけれども、大体何千万ぐらいですよ、というのが分かれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほどもご説明いたしましたけれども、これは歳入のほうで出てくると思うのですが、寄附金の額を補正する予定になっておまして、ふるさと納税だけに限ると先ほどご説明したとおり9月7日現在で1億938万2,000円を収入していて、それ以外の寄附金もいただいております。さらに企業版の分もあって、それを今現在幾らというのはちょっと今手元に、計算しないとお話しできないので、後でご説明させていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 僕聞きたかったのは、この1億3,000万円は全て個人という考えということですか、今の説明だと。全体的な金額って企業版が幾らぐらいで、個人はこれぐらいで、それが1億3,000万なのだよとか、見込みとかでもいいのですけれども、もしくは現在の分かっている数字でもいいですし、見込みの数字でもいいのですけれども、企業版が幾らで、ふるさと納税はこれだという説明をいただきましたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 今お話ししました9月7日現在でいただいている1億938万2,000円というのは、これは全て個人の方のふるさと納税でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ちょっと確認させていただきたい部分がございます。お願いします。

12ページの中で目12の減債基金費で備考欄に減債基金の積立金という説明をいただきました。私も勉強不足の部分もあってということで、ちょっと聞き間違いもあったのかもしれませんが、いろんな部分の配当金だとかという部分の説明に加えて、国債の利子の部分を積み立てたいという、内包した中の積み上げということで、私の認識の中では今まで国債の部分というのはちょっと認識がなかったということがございますので、もう少し。国債どのような形になっているのかという部分も含めて、多分基金に積み上げたということはそれなりの原資があって、その利子分なりなんなりを積み立てているという意味だというふうにも思いますけれども、国債の逆に言えば運用しているという形になると思うのですけれども、それについての附帯説明、詳細というか、概略についての説明をいただければありがたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 減債基金に関しましては、更別村減債基金条例で積立て、管理、運用収益の処理など基金に関して必要なことをこの条例で定めているところでございます。第3条ですけれども、管理について規定しておりますが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないということにされておりますが、ご承知のとおりでございますが、これまで基金は定期預金で管理するというをずっと続けてまいりましたが、減債基金条例で言う最も有利な方法とは言い難いような状況が長く続いてきておりまして、定期預金の利率が0.002%というのが今年度の当初予算で利子を計上する場合に使った利率でございますけれども、できるだけ有利な状況で基金を運用してまいりたいということで、今般、減債基金3億1,535万6,603円、このうちの2億円を10年物の国債を購入して管理するというにいたしました。10年物の国債の利回り率が0.4%で、1年間の利子にすると80万円ということになります。今回は補正で追加をいたしましたので、1年間分はいただけないですが、これの半分の40万円を今回追加しているということになっております。基金の運用から生じる収益を歳出、歳入に計上いたしましたので、今回補正をさせていただいたということですが、国債の購入に関してはこれまでも過去にも購入をしていたこともありますので、全く初めてではございませんので、国

債で今回できるだけ有利な方法で運用したいということで、国債の購入ということとさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございました。私ちょっと気になったことも含めて、今、課長説明いただいたのですけれども、通常の場合ですと減債も含めて各基金の関係は定期預金に積んできたということで、今の段階では定期預金、古くは旧定期法から見れば10年というものもあったり、5年物があったりということであったのですけれども、今はほとんどなくて、低金利の時代ということで1年物が多いということで、私、その点がちょっと気になったものですから、国債を買っているという部分がちょっと心配になったというのが1点と、国債になってくると長期にわたる預金というか、買入れになると思います。私の知る限りではおおむね5年から10年というのが大体の国債の買入れの部分、金利についてはそれぞれ変わりますから、これ1年ごとに変わるわけじゃなくて、その時々国債は変わるということになりますので、慎重にいかなければならないという部分が、金利の部分が今高いといっても保証されるものではない。今回は買ったという部分あるけれども、基本的には国の借金の肩代わりですから、それは今買った時点ではマイナスにならないという言い方されますけれども、金利の動向も含めて心配なのかなという思いがあります。

それについてももう少し教えていただきたいのですけれども、何億という部分、今、収入役という部分がどちらかというなくて、正規にはなくて、兼務させているという部分があるのですけれども、職務上ですね。僕心配しているのは、国債を買ったことがある、ないは論議は別にして、決裁権の関係に移りたいと思います。何億というお金が動くという部分、どこに決裁権があつてという、これ所在の明記というか、責任の問題も含めてということで非常に大きな課題になってくると思いますので、それが全く心配ないということでは言えないという中での質問になりますけれども、そういう部分の押さえ方を少し説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 住民生活課長が、今、収入という形で担当しておりますが、住民生活課長が一人でその運用を行うというような規則にはなっておりません。基金を管理する担当するそれぞれの課長と住民生活課長が協議の上、決裁を回して運用するという形になっています。決裁権限は、村長まで決裁を取った上で運用しているというところでございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 今の説明、私、初めてというか、あまりこういうことに不慣れなので、ちょっと理解できない部分があるのですけれども、決裁権はいずれにしても行使されるという部分ありますよね。今回どのぐらいか、2億ぐらいと、今、説明ありましたので、その部分の決裁権というのがあるのですけれども、実質的には課長職の決裁権まで私分かっ



ているのですけれども、10万ぐらいしかないということがあるので、云々については。それらも含めてということで、決裁の部分だけにかかわらず、職務の兼務も含めてという部分で妥当性があるのかという部分は少し懸念が残るのです。これ最後の質問なのですけれども、兼務させていいのかという部分、決裁権はあくまでも村長にありますよと言いつつ、それらの起案も含めて管理させるのは兼務でいいのかという、ちょっと課題が残るのではないかというふうに思っているのですけれども、その所見だけいただきたいと思いません。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 基金等の運用につきましては、一人の管理者が判断するのではなくて、基金を管理する者と判断してやっているというところでございます。

それと、住民生活課長が収入役ということで、会計管理責任者ということで一緒になっているということについての問題意識だとは思いますが、そこにつきましては、そこは問題ないというふうに認識してそういうふうに組織の体制を変えたというところでございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 1点質問いたします。

ページ数は13ページ、説明欄の(5)のひとり親家庭等医療給付事業経費ということで今回48万円の補正がされております。まず、この補正額については、対象者が増えたのか、あるいは扶助額が拡大されてこういうような形で増額になったのか、その点をまずお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 荻原さん、これで3回目ですので、質問回数が。それを心得ておいてください。いいですか、今ので、まとめなくても。

○6番荻原議員 失礼いたしました。3回ってちょっと分からなかったものですから、申し訳ないです。

まず、今の質問です。どういう内容で今回こういうような形の増額になったのかというのがまず1点です。

次……

(何事か声あり)

○6番荻原議員 同じ項目でということですか。

○議 長 同じ項目で、これに関連した質問でお願いします。

○6番荻原議員 分かりました。ひとり親家庭医療費給付事業なのですけれども、これも増額されて、14ページも給付事業、子どもたちの医療扶助費も増額されております。これの増額理由について併せてちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 13ページ、ひとり親家庭医療給付事業、それから次のページになりますが、子ども医療給付事業、それと同じく14ページになりますが、乳幼児医療というような

ことで、全て子どもに関する給付事業に関して今回増額をしておりますので、その中身な  
のですけれども、まず対象者ですとか給付の要件、そちらの部分を変えたことによる増額  
ではないということです。単純に医療費の上半期の支出状況から見ると今後不足が見込ま  
れるというようなことで増額の補正をさせていただいております。

増額の要因というのはなかなかつかみづらいところはあるのですけれども、予算計上の  
際は過去の執行状況を見ながら組んでおるのですけれども、恐らく過去コロナの影響で結  
構受診控えだとか、そういうのがあってちょっと低かったのかなということと、あと想定  
されるのがコロナ以降、今回5月からでしたか、5類に移行した後コロナ以外の感染症が  
急増していると、子どもの免疫力が低下するのかなというような新聞記事だとかが載って  
おりまして、全国的に子どもを中心にコロナ以外の感染症が急増しているというようなこと  
が載っております。特に夏風邪の一つでありますヘルパンギーナですとか、RSウイルス  
だとか、そういうようなものが軒並み増えているというような報道もされておりまして、  
免疫力が低下した影響が指摘はされているというようなことがありますので、なかなかそ  
れが更別村の状況を把握し切れないところはあるのですけれども、恐らくそういう部分も  
あって今回医療費が伸びてきているのかなと、全て子どもの関係の医療費給付になって  
おりますので、そのような形になっております。今後の支出の見込みを、予算がないと執行  
ができないということもありますので、ある程度想定した中で補正を今回させていただ  
いております。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 19ページ、款10教育費、目2体育施設費の中の説明欄(1)、農村公園維  
持管理経費についてなのですが、僕もこれ3回目の質問になるので、ちょっと長く  
というか、意見も踏まえた中で質問になるので、高圧洗浄機を購入するに当  
たって、恐らくこの高圧洗浄機は噴水の部分の掃除に使われているのかなと思います。し  
かし、この公園を利用する中で課題といたしましてトイレです。新しく造ったトイレが  
入って見ると臭いがきつくて、恐らく尿が飛び散ったり、上のほうに虫がいたりという  
ので、そういうのを高圧洗浄機で洗浄したりということを検討いただけないかという  
ことがまず1つと、そのほかにも大型の遊具ありますよね、遊具のところの網になって  
いて、子どもただジャンプするようなどころだと思えるのですけれども、そこの下に  
ごみが、いたずらなのか出来心なのか分からないのですけれども、ごみが落ちて  
いて、なかなかそれ手をつかんでも届かないということがあるので、できる  
のであれば高圧洗浄機を使って洗浄していただきたいのと、あと同じく大型遊  
具の柔らかいアスファルトのところ、今のところはないのですけれども、過去  
に違う公園とかで何かガラスみたいなものが割れてしまっていて、子ども  
たちが走ったときにそれでけがしたということもあつたりもします  
ので、高圧洗浄機の使う用途について、噴水だけではなく、公園のトイレ、  
公園のトイレ2つありますよね、そのトイレとか、あと大型遊具の柔らかい  
アスファルトのところをば

あつと高圧洗浄機でごみを飛ばすというか、危険なものを飛ばすという意味でも使い方の方法をちょっと検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひいたしたいのですが、その辺はどうお考えでしょうかというか、ご意見も踏まえてなのですから、よろしくお願ひします。

○議 長 道券教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹 今お話しいただいたとおり、今回補正いたしますのは、噴水のある遊水路を清掃するための洗浄機を修理するものでございます。通常はそこを中心に使っており、トイレ等についてはモップ等で清掃したり、あと公園内の葉っぱだとかの掃除については風を送って飛ばすような機械とかで清掃しているような状況ではあるのですが、今ご指摘あったとおり、状況によっては高圧洗浄機を有効に活用できるように、必要な場合は使用できるように検討を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 議員のほうからのご指摘等を踏まえまして、教育委員会のほうで先ほどのトイレであるとか、網の下のごみ、そういったところの状況を確認した上で対応は前向きに検討して、対応するようにしたいと思っております。その旨は教育委員会のほうにも指示したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 17ページお願ひいたします。農林水産業費の目2ですけれども、農業振興補助金等のところで新規採択ということでご説明あったかと思ひます。お伺ひいたしましたところ、27件ほどということでありまして、令和3年度から様々な、それ以前にもあったかと思ひますけれども、要は主立った内容というのは種バレイショに関して、それからやはり際立っているのはてん菜からの需要の高い作物への転換支援かと思われましても、そここのところもう少し教えていただけたらと思ひます。お願ひいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業についてのご質問でございまして、こちらのほうの事業につきましては、畑作産地において病虫害の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、種バレイショの供給力の強化であったり、労働負担軽減、新たな需要拡大、環境に配慮した生産体系の確立の取組を支援するというふうな形で事業が行われているものでございます。今お話のあったように、バレイショの種いもの関係であったり、そういった部分なのですが、特に大きなものとしましては、労働力軽減等の関係でコンバインであったり、またポテトハーベスター、またポテトプランターだとか、そういったふうな、バレイショに関連する機械であったり、労働負担の低減に資する機械というふうな導入が非常に多くなっておりまして、またそういった機械も非常に高額なものですから、今回このような高額な補助金というふうな形になっているところでございます。基本的には機械等の導入に関しまして2分の1の補助という

ふうな形になっておりますので、実際にはこれの倍以上の事業費がかかっているというふうなところございまして、お話にもありましたけれども、てん菜からの作物の変更というふうな部分も対象になりますので、そのような形でこの事業のほうを申請されているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 手短にいきます。12ページ、社会福祉費の福祉扶助経費の関係なのですが、障害者通院等の部分の補助対象が今回改正をして、介護タクシーの部分について2分の1補助するというように補助の対象をちょっとプラスしているよという話なのですが、実際に介護タクシーの台数も含めてあまり更別村にたくさんあるわけではありませんし、全ての日にちが重なった人も含めて対応できるかとなると、その辺はどうなのかなと。どれだけ今利用があるのか、その辺はまだ調べていないので、ちょっと分からないのですが、ただ現状で、今、大樹町の南十勝の障害者も含めて透析も大樹の森さんも含めてそれほど多くの人たちが伺っているわけではなくて、逆に帯広市や幕別とか遠方のほうに行っている人たちが、芽室町もあるのですかね、障害者の方が。逆に、相当遠いところに伺っている部分があります。通常は公共機関のバス運賃の部分の中での補助という対象の中で、今回は介護タクシーの部分のプラスするということで少し手厚く対応しようとしているのですが、実際にそれに対応できるだけの台数もあるわけでもないし、その中で今後遠方に行かれています方に対する援助の仕方というか、その辺の考え方みたいなのをちょっと聞かせていただければありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の補正なのですけれども、もともと要綱によって実施しております、更別村在宅障害者通所・通院交通費事業実施要綱、こちらで運用しております。対象者は、障害を持っていらっしゃる方が通所施設とかに通所する場合、それと医療に関しては人工透析のみになっております。腎臓の機能障害を更生するため医療機関に通院し、人工透析療法による医療給付を受ける者というようなことで限定されております。なおかつ、助成金の額につきましては通所者が居住地から通所施設、または医療機関までの最も効果的かつ経済的な経路の公共交通機関利用料の相当額2分の1というようなことで行ってきました。実際は、それぞれ通う方を、車で通う方が多いのかなということで、そうなるとう車の料金は幾らかということなのですけれども、要綱の運用上、公共交通機関に置き換えるというようなことで、通常はバス賃です。バスの運賃の2分の1と、回数分掛ける2分の1のことで行ってきました。今回透析の患者さんで大樹町の森クリニックさんのほうに通われている方の事例が出てきたものですから、そこら辺で今回制度の中身について検討しております、大きくは要綱の先ほど説明した内容は大きく曲げることはなく、実際公共交通機関というようなことを今までバス賃というようなことをしていたのですけれども、実態に合わせて、介護タクシーを利用されているのであればそちらの額の2分の

1 というようなことで考えております。

そもそも当初は、恐らく制度始まった頃に透析患者で介護タクシーというか、通常のタクシーとかを利用されますと年額が物すごい額になりますから、あまりそういう利用者も今までいなかったというようなことで、想定はしていなかったのですけれども、今回そういうようなことがありましたので、その運用というか、要綱上の中身で介護タクシーということで考えております。今現在、令和5年度時点で10件ですから、人数でいくと9名の方がこの制度利用していらっしゃるのですけれども、そのうち通所施設通っていらっしゃる方が4名、それと通院されている方が6名ということで、大部分がご指摘のとおり帯広市のほうに通われているのですけれども、今回森クリニックさんに通っている方というようなことですので、行っております。

今後そういう希望者が増えてきたときはどうするかということなのではございますけれども、今時点ではあまり大きく、先ほど言ったように高額な負担になるものから、そういう方が増えるというのはなかなか見込めないものから、今時点ではやっぱり現実的な中身で整理させてもらっております。特に森クリニックさんに関しては、南十勝で支援しながら進めている施設でありますから、やはりそちらに通院される方については村も幾ばくかの後押しをするというようなことで考えておりますので、今後大きくまた利用されている方の状況が変われば、またそのときに合わせて制度設計検討していかなければいけないのかなと思うのですけれども、今時点で該当してきたものが出てきたものですから、その分についての今回補正というようなことで考えております。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 どちらかというところ、障害者といっても結構透析の人たちの部分が今、説明が多分あったのかなというふうに思います。ただ、大樹の森クリニックにしても、更別の人たち皆さん受け入れてくれるわけではなくて、いっぱいいっぱい、それは必ず全員が希望したら受け入れてくれる状況ではない中で、皆さん帯広に行ったり、いろんなところに行っているわけで、南十勝の関係もあるので、村としても大樹町のほうにお金を出しながら支援をしてやっているんで、そこを対象にするよと言われても、そこはちょっとどうなのということもあるので、他の障害者の人たちももう少し手厚くしてあげれる、せっかく、ここ、今、内容をちょっと変えようという動きをしているわけだから、少しでも、格差というのかな、そういう部分をなくすように検討すべきではないのかなというふうに思いますので、本当に相当の高額にもなりますから、全てを村でという話にはなりませんけれども、その辺は自家用で行っているから、それはいいでしょうみたいなことを言われても、それはちょっと違うかなと。どうしても車で行けない人は一般のタクシーを使っている人もいるわけですから、送ってもらえない人は。そういう人たちもいるわけで、その辺をきちっと把握した中でどういう対処ができるのか、どこまですればいいのかという基準はあると思うので、全てやれとは言いませんけれども、せっかく今回やるのであれば、ほかの人たちにも少しの対処みたいなものも必要だったのかなというふうにはちょっと思い

ましたので、よろしくお願ひしたいなと思うのですが。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 あくまでも今回ご本人さんの実際に使った公共交通機関というよりは、通常の例えば自家用車ですとか路線バスですとか乗れないという方を対象に考えておりますので、それに関してはこちらのほうも対象者がそういう状況であるかというのは確認した上で決めさせてもらっております。ですので、いろんな事情で1年を通してそういうタクシー使っているとかということも出てくることもあるのかもしれないのですけれども、その部分についてまで制度で規定して運用というのはなかなか厳しいのかなと思っておりますので、今時点はどうしても自力で通院できないような方を何とか対応していきたいというようなことで進めています。先ほど言ったように、今後また状況も当然変わりますので、今日決めた内容で今後一生やるということではありませんから、状況を見ながら、当然先ほど言ったように年間高額、かなりの金額になりますので、それをどこまで実際村で助成するのか、実際それだけの高額で通院されている方が今後どれほど出てくるのかとか、いろんな状況もありますから、今のご意見については当然こちらも受け止めておりますので、今後また検討はその部分についてはしていきたいなと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員さんの今ご指摘のところと、村がそういうところで若干運用について改善といいますか、してきたということでもありますけれども、おっしゃるとおりでありまして、この案件はもともとは高木さん、そして織田さんからも聞いておりますし、ほかの関係議員さんからも聞いておりますし、村民の方からもいろいろと聞いていて、このまま例えば透析に通うにしてもなかなか足がないということで、私は常々その部分はしっかり解決しなければいけないと思っておりますけれども、本当にその部分で例えば介護タクシーに乗って年金のほとんどがなくなってしまうとか、そういう実態があるわけです。だから、今、課長が話をしましたけれども、どこまでできるかは分かりませんが、まさに今本当に考えていかないと、高齢者の皆さん病気になったときとか、自分で通院ができなくなったり通所ができなくなったときに、本当に真面目にどうやって移動手段を確保していくのかというのは行政の役割としてしっかり考えていかなければいけませんし、今日の高木さん、織田さんからもいろいろとお話もありましたけれども、ほかの議員さんからもご指摘もありますけれども、その部分を本当に今考えていくべきだというふうに思っておりますので、しっかりと現状の把握、あるいは、その方策についてしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第13 議案第69号

○議 長 日程第13、議案第69号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,776万円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,689万1,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出から説明を申し上げます。9ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、142万円を減額し、補正後の額を385万8,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、(1)、総務一般事務経費、国保連合会負担金142万円の減額は、北海道クラウド運用負担金の減額によるものであります。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、2万3,000円を減額し、補正後の額を18万5,000円とするもので、説明欄、十勝市町村税滞納整理機構負担金2万3,000円の減額は滞納整理機構の負担金が確定したことから減額するものであります。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費、目1医療給付費、10ページにまいります。項2後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金等、続きまして項3介護納付金、

目1 介護納付金は、それぞれ財源振替となります。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、781万8,000円を追加し、補正後の額を997万6,000円とするもので、前年度繰越分を積み増しするものであります。

款7 諸支出金、項3 目1 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金は、61万4,000円を追加し、補正後の予算額を61万5,000円とするもので、説明欄にまいりまして、過誤納還付金61万4,000円は前年度普通調整交付金の精算に伴う返還金であります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きください。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、549万7,000円を追加し、補正後の額を1億9,158万7,000円とするもので、当初賦課確定に伴う増額であります。

款4 道支出金、項1 道負担金、目1 保険給付費等交付金は、142万円を減額し、補正後の額を3億4,971万5,000円とするもので、説明欄、2号分交付金は款1 総務費の国保連合会負担金の減額によるものであります。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、2万3,000円を減額し、補正後の額を3,084万9,000円とするもので、説明欄、事務費対象分は歳出の賦課徴収事務経費の減額によるものであります。

続きまして、次のページ、8ページをお開きください。項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、549万7,000円を減額し、補正後の額を631万9,000円とするもので、当初賦課確定による保険税の増額により減額するものであります。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、843万2,000円を追加し、補正後の額を853万2,000円とするもので、前年度の繰越額の確定により予算を追加するものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいります。歳出からご説明申し上げます。15ページをお開きください。款1 総務費は、152万7,000円を増額し、補正後の予算額を5億1,446万5,000円とするものであります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)フルタイム会計年度任用職員給与等、職員手当等は診療所医療事務職員の時間外勤務手当の増加に伴う増額であります。

続きまして、歳入にまいります。14ページをお開きください。款5 繰入金は121万5,000円を増額し、補正後の額2億7,836万1,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しているものであります。

款7 諸収入は、31万2,000円を増額し、補正後の予算額113万1,000円とするものであります。

項1 雑入、目1 雑入、説明欄にまいりまして、各種診療業務収入は、中札内村診療所におけるコロナワクチン接種に医師を派遣し、協力することに対する補償料を増額するものであります。



以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 15ページ、款1 総務費、目1 一般管理費の説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与、診療所医療事務の時間外ということでご説明いただきましたが、これは何名で何時間分のことを想定しているのでしょうか。また、現在、この医療事務職員の時間外はどのくらいあるのか、働き方改革などの考えからも担当課の考えをお伺いいたします。お願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 診療施設のフルタイム会計年度任用職員ですが、2名分でございます。時間数、後ほどでもよろしいでしょうか。

(「分かりました」の声あり)

○総務課長 すみません。フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当ですが、昨年から引き続きまして新型コロナウイルスのワクチン接種に関する業務、それから発熱外来の電話受付、それから今年度、医事会計システムの変更に伴いまして業務が増加しております、時間外勤務手当が不足するというので追加をさせていただいております。

以上でございます。

○議 長 1 番、太田さん。

○1 番太田議員 業務量が増えて時間外勤務が増えているということは承知しているのですが、すけれども、それにしても今の時代働き方改革と言われて、残業は云々なんて言われているときにこういった時間外があって、今後この業務が今年いっぱい終わるものなのか、またはその職員の体調は大丈夫なのか、職員を増やす必要があるのか、その辺も含めて答弁願えればと思います。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 時間外勤務の関係でございますが、主に受付窓口を担当しています2人の、今回、時間外勤務手当の増額でございます。新型コロナの業務につきましては、ここ二、三年で業務が一気に増えてきたということがありまして、次年度以降、接種の間隔だとか、そういう体制だとかというのが大きく変わらない限りは、この辺の業務は今後も続くのかなということを思っております。あと、また、先ほど発熱外来の受付対応につきましても、こちらもここ二、三年で業務が集中してきたという業務でございます、こちらも今の体制を変えない限りは日中のそういう各種予防接種だとかの受付対応に割かれる時間は継続していくのかなという状況でございます。

今回対象になっている2人の職員につきましては、確かに休みはあまり取れていない状況、有休ですね、取れていない状況ではございますが、今のところ特に健康上何かあるというようなことは聞いてございません。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、健康に問題がないから、このまま業務を続けていいとか、そういう問題ではなくて、診療所として本当に必要な人材であるならば、その人件費についてはお金をかけることは当然だと思いますし、倒れてから、何か病気があってからそのような対応をされていて職員のこと、ないがしろになるような発言にも聞こえないわけでもないですから、十分その辺はしっかり職員のことも見えてあげて、職員のことを思っていて、反映させていただければなと思っております。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほどの時間外勤務の時間数ですが、フルタイム会計年度任用職員お二人で4月から7月でそれぞれ470時間、477時間勤務しております。この後の勤務時間数は月40時間程度見込みまして、補正予算額を追加しているというところでございます。

以上でございます。

○議長 長 いいですか、太田さん、3回目の質問答え返ってきていませんよね。

○1番太田議員 477時間の勤務で、1日にすると2時間、これは時間外で当たっている金額であって、本当に2時間で勤務が終わっているとも限らないわけですし、日々の毎日残業するようなことになっていると考えれば、やはり職員の負担になりますので、ぜひその辺は十分考慮していただいた中で進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほど時間数をお答えしましたけれども、これは明らかに多過ぎるので、これはこの先ちょっと勤務状況等確認して、これを解消できるように今後検討したいと思います。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません、14ページの雑入の関係で確認をさせていただきたいと思えます。端的に質問させていただきます。

今回、各種診療業務で中札内のコロナ対策の関係での医師の派遣というご説明を受けました。私自身知識不足なので申し訳ないのですが、ちょっと違和感あります。というのは、これは北海道家庭医療学センターと更別村との業務委託契約という部分、あると思います。これはこれで更別と医療学センターとの契約内容で細かく決められて、医師の人数だとか、そういう委託、アドバイザー契約だとか、いろんな部分が入っているのですけれども、そういうふうな契約であって、中札内は中札内でまた家庭医療学センターとの関係で私は契約しているというふうに認識したところなのですけれども、これはこれでコロナ対策も含めて医師が必要であれば、確かに中札内は聞き及ぶところによると高石所長1人という形、それはそれで中札内が決めたことなので、我々が口出す必要はない

と思うのですけれども、医療の交換というのは、それは家庭医療学センターと中札内の問題であるというふうに私は認識しているのですけれども、その点の確認をさせてください。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 中札内村の診療所への医師の派遣についてですけれども、若干経緯を含めながらお話をさせていただきますが、令和3年度より中札内村診療所の運営を家庭医療学センターが担っています。現在常勤医師は1名となっております。運営開始からしばらくの間は臨時的医師を雇用しましてコロナワクチン接種に対応していたようですけれども、令和4年3月から雇用に至っていない状況でございます。今年度におきまして5月に家庭医療学センターのほうから医師派遣についての依頼が文書でございましたので、家庭医療学センター、また中札内村とも協力関係を維持、継続するという観点からも了承し、協力をしているところでございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明は説明としてそれなりの理由があると思うのですけれども、私どもが過去において家庭医療学センターとの契約においてという医療事務の委託というのはあくまでも更別村と家庭医療学センターの話であって、それは中札内がどうであろうと中札内と家庭医療学センターが話し合えばいいことだ、というふうに私は認識しています。というのは、僕が拡大解釈しているかもしれないけれども、結局はこれらの分の行った分の委託料というか、その分の医師の派遣料、こちらに収入を受けるという形にしてしまうと、我々が当初1年契約の中で更新している医療の委託契約というのは、ある意味ではそれを内包された中で委託契約になっているという解釈も成り立たないと言い切れない。それは、我々というか、みんなに説明してきた部分の内容というのはそういうことではないはずで、中札内は中札内だよという、ちゃんと説明してあるはずで、されているはずで、我々に。

それであれば、それは医療学センターと中札内の問題であって、医師が2人必要だと中札内が言えば中札内が2名の委託契約を結べばいいことであって、我々は我々の中でどれだけ必要だという部分をきちっと明確に示すべきだというふうに私は思っているのですけれども、その点もう少しめり張りをつけた中で交渉すべきだと思いますし、まして毎年毎年医療費、契約の中で少なからず上げています。今回は時間外の部分が入ってということでの1,000万ほどの経費を計上しているみたいですが、それはそれとして、やっぱり我々は医療費にかける部分、委託料含めて総体的に看護師も含めて村が負担すべき金額、これ青天井ではないわけですから、やっぱり一定のルールの中できちっと精査を図っていないと、申し訳ないけれども、誤解を招くというよりも、解釈に苦むような契約をしてしまうとか、契約行為になってしまうと我々も算定のしようがないとか、評価のしようがないという形になりますので、それは中札内は中札内に任せるべきだというふうに私は思っていますから、必要であれば中札内が家庭医療学センターと正規に途中でも

いいから契約の変更なりなんなりかければいいことであって、こちらのほうの医師というのはあくまでも説明されているのは医師4名という形で、それが研修医であるかどうかという内容の精査は今後必要なのですけれども、一応表向きに出ているのは医師4名と理学療法士だとか、そういうのが1名ということで、基本的には6名体制でいくよという説明の中で予算措置を通していているわけですよ、通しているというか、承認しているわけです。その中になおかつ非常勤医師が入ってきているという、実質更別だけが医師4名といいながら5名体制なのですね、非常勤入ると。それすらも、申し訳ないけれども、きちっと精査を図りながらいかないと、なおかつ今回の場合時間外の部分が上乘せになっている委託料になっている。医師は増えている。日曜日もない、土曜日もないという、そういう理論は成り立つのですけれども、医師は増えている。だけれども、時間外も別途委託契約の中で入っている。これはこれで更別の問題としてそれはそれでいいのですけれども、私はその点、中札内は中札内としての業務提携なりなんなりするのであれば、それは家庭医療学センターに任せるべきだというよりも、我々が介入する必要はないというふうに思っていますけれども、その点のご回答をお願いします。

○議 長 答弁調整のため休憩します。

午後 1時52分 休憩

午後 1時59分 再開

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 コロナワクチンの中札内村への医師派遣につきましては、もともとの本体の医療業務契約には含まれていない部分でございます、なのでこちらから保証料という形でその分のお金をもらっているということでございます。そのほかにも、更別村では過去から広域医療を積極的に推進している経緯がございますが、他町村の乳幼児健診ですとか健康管理業務なども現在も実施しているところでございます。区分としてはそういった部分にコロナワクチンの接種業務も入ってくるのかなということで、別にお金をいただいているということでございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 はっきり言って質問するほうも困ります。困っています。私の言いたいのは、確かに事務長がそういう部分の指示もあってということで動かざるを得ないというのは、これは仕方ないというよりも、そういう申し送りになっているのかなという気はするのですけれども、私があくまでも言いたいのは、北海道家庭医療学センターと更別国保診療所を運営するための医師も含めた医療体制も含めた中でどう構築するかという部分を村と医療学センターと協議し、必要な医師、必要な理学療法士も含めてということで契約をしているわけですよということですよ、まず1点。それはそれで、更別村が財政負担

をするという部分で大きいのですよ、予算措置をする中で。後に中札内村がという話しして、中札内村は中札内村で家庭医療学センターと契約をすればいいだけです。それが業務提携云々くんぬんなんか、我々はあくまでも必要な部分を必要なだけやりましょう。もし仮に中札内で必要であれば、家庭医療学センターとの打合せの中で臨時的なものを含めてやればいいだけだ。私はそう思っているのです。

広域だとかなんとかというのは、我々の中で説明されたって、広域医療がどうのこうのって、我々その分委託契約の中で内包した契約、金額に入るのですか、では。そういうことにはならないでしょう、実質的に。我々が必要としている医療事務を円滑に行うために、村民の3,100人の命をどう守っていくかということに対しての財政支出であるべきだし、そういうふうに解釈するのが僕は正しいと思っているのです。それ以外のことがあるとするならば、それはそれなりに中札内さんが考えてくれればいいことだと私は思っています。今の説明は説明としてですけれども、それを医師を派遣したから、その分の代償を受けて中札内に行きましたという説明はちょっと私としては理解できないです、正直言いまして。それは、我々が介入する範疇ではないということだけは申し上げたいと思います。

3回目ですので、まだまだ言いたいことありますけれども、これで終わります。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 安村議員のご指摘等は分かりました。また、家庭医療学センターと村との契約、それとは別のものとして、今回コロナワクチンの接種ということで中札内のほうに医師を派遣していただいたと、その医師の分の人件費等、そういったものについて今回歳入として上げさせていただいたというところがございます。家庭医療学センター、山田先生はじめ考え方としては、地域医療を進めるということもあって、近隣の町村とのそういう医療体制というのは協力していきたいという考えの下でこういうことをやっているというふうにご理解いただければなと思います。すみません、ちょっと答えになっているのかあれなのですけれども、そこはすみません。

先ほど1,500万の人件費のところは、これは医療学センターとは関係のないところで、村で雇っているパートタイム会計年度任用職員というところになります。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さん中身よく御存じなので、あれなのですけれども、毎年2回ほど札幌に集まりまして、寿都、上川、中札内、我々ですか、交流したり、あるいは2月だったっけ、3月か、11月か。2月にそれぞれの契約については、それぞれ個別にしっかり行うということであって、安村議員さんおっしゃるとおり、個々に町村で、中札内だと委託といっても指定管理なので、我々とまた業務提携が違うのですけれども、そこはそこで寿都さんもそれ全部個別にやりますので、我々は寿都さんとか上川町さんがどういうふうに契約を結んでいるかというのは一切関知しないというか、そこは医療学センターとそれぞれの自治体でやっているところでありまして、またそういうところで近隣のその問題と、

そこはしっかりやるということであります。近隣との広域医療というのは、山田先生も前からおっしゃっていますけれども、その部分はしっかり協力関係を持っていかなければいけませんし、それについて例えば提携とか協定とか、そういうものが詳しいものできていくかという、今のところはまだしっかり提携はしていないのですけれども、そこは今でこそいろいろ協力関係ありますので、しっかりと構築していきたいなというふうに思っています。契約についてはそのとおりだというふうに思っていますので、よろしく願います。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第70号

○議 長 日程第14、議案第70号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第70号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,485万4,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款4基金積立金は、144万2,000円を追加し、補正後の額を145万3,000円とするもので、介護給付費等における過年度交付などについて積み増しをするものであります。

款5諸支出金、項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、390万4,000円を追加し、補正後の額を390万5,000円とするもので、前年度の介護給付費等負担金などの精算に伴う還付金であります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいと思えます。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、121万1,000円を追加し、補正後の額を8,960万8,000円とするもので、前年度介護給付費交付金の追加交付によるものであります。

目2地域支援事業交付金は、1万3,000円を追加し、補正後の額を420万円とするものであります。前年度地域支援事業交付金の追加交付によるものであります。

款8繰越金は、412万2,000円を追加し、補正後の額を412万3,000円とするもので、前年度の繰越額の確定により追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第71号

○議 長 日程第15、議案第71号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第71号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債を定めております。

1 ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は59万2,000円を追加し、補正後の額を1億4,145万1,000円とするものであります。

項3特別利益、目1過年度損益修正益は、59万2,000円の皆増で、賞与引当金と法定福利費引当金の余剰分を収益化するものであります。

続きまして、2ページにまいります。資本的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業資本的収入は、780万円を追加し、補正後の額を1億1,038万9,000円とするものであります。

項2企業債、目1企業債は、中札内村との共同施設の機器更新等に対する財源として780万円を追加するものであります。

続いて、支出にまいります。款1簡易水道事業資本的支出は、835万3,000円を追加し、補正後の額を1億6,052万2,000円とするものであります。

項1建設改良費、目1水道施設費は、中札内村との共同施設である南札内浄水場の浄水機器の更新、前処理装置の断熱工事の実施に伴い、中札内村への負担金として835万3,000円を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第72号

○議 長 日程第16、議案第72号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第72号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)



の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出を定めております。

1ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業収益は、2,000円を追加し、補正後の額を1億4,367万3,000円とするものであります。

項3特別利益、目1過年度損益修正益は、法定福利引当金等の余剰分を収益化するものでありまして、2,000円の皆増であります。

続きまして、支出についてであります。款1下水道等事業費用は、36万5,000円を追加し、補正後の額を1億8,888万8,000円とするものであります。

項1営業費用、目1管渠費は、公共ますの修繕費として36万5,000円を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第72号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 認定第1号ないし日程第22 認定第6号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第17、認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第22、認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事

業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定まで一括して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調等を提出しているところであります。

令和4年度におきましても新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、感染拡大防止のため、その都度議会を招集させていただき、ご理解をいただき、補正予算等により様々な対策を講じることができました。また、第6期更別村総合計画は5年目となり、各分野、領域における施策の確実な実行、KPI等の目標達成に向けて全力を傾注してきたところであります。今日、地方財政が依然として厳しい状況の中、引き続き可能な限りの財源、財政措置を行い、健全な財政運営に努めながら、山積する村政の課題解決に心がけてきたところであります。村の基幹産業である農業をはじめ、商工業振興、医療、福祉、介護、教育、子育て支援、地方創生やスマート農業等に関わる各種施策に全力で取り組んでまいりました。また、引き続き採択をされておりますデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した更別村スーパービレッジ構想の実現に向けてもしっかりと取り組んでまいり所存であります。改めまして、議会の皆様をはじめ、村民の皆様方の多大なご理解とご協力に心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

各会計決算状況につきましては、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでありますが、説明につきましては資料として提出の各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、令和4年度各会計決算資料の1ページをお開き願いたいというふうに思います。1ページは、各会計決算状況の一覧であります。各会計の決算額等につきましては、この後会計ごとにご説明申し上げますので、ここでの説明は省略させていただきます。各会計とも、歳入確保がなされた上に総体的に健全財政が保たれたものと考えているところであります。

続きまして、2ページをお願いします。一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に関しましては61億8,341万3,000円、歳出にありましては59億8,541万6,000円、歳入歳出差引額は1億9,799万7,000円、翌年度に繰り越すべき財源は894万2,000円、実質収支であります。1億8,905万5,000円、前年度の実質収支が2億1,010万3,000円でしたので、単年度収支はマイナス2,104万8,000円となっております。引き続き、財政調整基金につきまして説明申し上げます。積立金として前年度繰越しの2分の1を含む1億5,608万2,000円を積み立て、取崩しは行いませんでした。なお、繰上償還金は5,593万6,000円です。

最終的な実質単年度収支は1億9,097万円となったところであります。

続いて、3ページをお願いします。3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なもののみ申し上げますけれども、1の村税に関しましては、農業所得や給与所得の伸びにより村民税が増収となったことなどにより、全体として6,552万6,000円の増となりました。7の地方消費税交付金につきましては、国からの配分額の増により263万4,000円の増となっております。9の地方特例交付金につきましては、固定資産税の減収補填であります新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が大幅減となったことにより2,147万4,000円の減となっております。村財政の柱となる10の地方交付税につきましては、前年度比4.3%の増となっております。増えた主な要因といたしましては、地方交付税の財源不足を補填するための臨時財政対策債が7,976万5,000円減少したことと辺地対策事業債の償還金が2,415万円増加したことによるものであります。14の国庫支出金につきましては、昨年度と比べ4億9,727万5,000円の増額、率にして78.3%のプラスであります。デジタル田園都市国家構想推進交付金が大きな増の理由であります。16の財産収入につきましては、宅地分譲地売払収入の減により4,825万円の減であります。18の繰入金は、可能な限り各基金からの繰入れ圧縮に努めた結果、2,706万9,000円の減となりました。最後に、21の村債ですが、7,765万5,000円の減となりました。なお、令和3年度から、より有利な起債であります辺地対策事業債の借入を行っております。普通交付税措置率は80%というふうになっております。全体としては財源の確保が厳しい状況の中ですけれども、でき得る限り有利な財源を確保するよう努めてまいりました。

次に、4ページにまいります。主なもののみ申し上げます。2の総務費につきましては、前年度より5億3,496万円の増となっております。更別スーパービレッジ構想推進事業費が主な理由であります。3の民生費につきましては、前年度より3,811万3,000円、5.2%の減となっております。令和3年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対策事業として空調設備更新のための社会福祉法人への助成金、子育て世帯の臨時特別給付金が減少したことが主な理由であります。4の衛生費につきましては、前年度より5,666万6,000円、19.4%の増となっております。簡易水道事業特別会計への出資金や診療施設勘定への繰出金が増加したことが主な理由であります。6の農林水産業費におきましては、昨年度より1億4,575万4,000円、23.8%の増となっております。農業振興関係の補助金や国営事業負担金が増加したことが主な理由であります。7の商工費につきましては、前年度より1,419万3,000円、11.6%の増となっております。新型コロナウイルス感染症対策事業として実施をいたしましたクーポン券発行事業、原油・原材料等価格高騰対策事業が増えたことが主な理由であります。8の土木費につきましては、前年度より5,664万5,000円、11%の増となっております。道路の舗装強化、整備工事が増加したことが主な理由であります。9の消防費につきましては、前年度より2,002万6,000円、12.8%の増となっております。とかち広域消防事務組合で実施をいたしました緊急指令システムデジタル無線機器の更新に伴う負担金が増加したことが主な理由であります。10の教育費につきましては、

前年度より1,300万3,000円、2.9%の増となっております。給食費無償化事業の新規事業などが主なその理由であります。12の公債費は、前年度より1億792万8,000円の減となります。償還金額の減少が主な理由であります。

続きまして、5ページから16ページまで各種参考資料につきましては、ご参照をお願い申し上げます。

では、17ページにまいります。特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計事業勘定であります。歳入は5億2,329万5,000円、歳出は5億1,476万2,000円、歳入歳出差引き853万3,000円が実質収支であります。単年度収支はマイナス161万となったところです。基金につきましては、積立てを1,236万円行っております。診療施設勘定にまいります。歳入が3億6,342万8,000円、歳出が3億6,332万8,000円、歳入歳出差引額につきましては10万円、実質収支も同額であります。

後期高齢者特別会計にまいります。歳入につきましては5,845万4,000円、歳出5,837万1,000円、歳入歳出差引額につきましては8万3,000円で、実質収支も同額であります。単年度収支は、マイナス30万4,000円となったところであります。

続いて、介護保険事業特別会計にまいります。事業勘定におきましては歳入が3億9,799万1,000円、歳出は3億9,386万7,000円、歳入歳出差引額412万4,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましてはマイナス569万6,000円となったところであります。基金につきましては、236万4,000円を積立てし、283万2,000円を取り崩しております。次に、サービス事業の勘定にまいります。歳入250万4,000円、歳出231万6,000円、歳入歳出差引額は18万8,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は15万9,000円となったところであります。

続きまして、18ページをお開きください。18ページは、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。国民健康保険税が前年度比15.8%増え、引き続き健全な運営となっているところであります。なお、国保運営は北海道広域で行っており、令和12年度保険料率の統一に向けた保険税率の見直しが必要となりますので、国民健康保険事業基金を活用するなど、急激な引上げとならないように引き続き健全化に努めてまいります。

19ページ、20ページの国保事業の状況につきましては、お目通しをよろしく願いいたします。

続きまして、21ページにまいります。国民健康保険特別会計診療施設勘定歳入歳出決算構成表を御覧ください。今年度は歳入歳出とも14.1%の増となっております。歳入の診療収入は、前年度比14%伸びております。歳出の総務費は、フルタイム会計年度任用職員の採用や施設改修事業の実施設計委託料など増額となりました。公債費につきましては、過去の借入額が順調に減っており、長期債償還元金が減っております。国の医療費抑制策の中、診療所関係の診療報酬算定には引き続き厳しい状況が続いておりますが、本村は家庭医療学センターとの連携により医療体制の安定化が図られているものと考えております。その他の項目については、ご参照をお願いするものであります。

続きまして、22ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。今年度は歳入が3.5%、歳出が4%、それぞれ増となっております。他の点につきましては、お目通しをお願いするものであります。

23ページにまいります。介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。保険給付費につきましては、介護サービスの利用者増により増加傾向にあります。全体的に微増が続いておりますが、3年に1度保険料を見直すなど適正運営に努めてきており、一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めているところであります。下の段の同会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表でありますけれども、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、24ページの事業の状況につきましてもお目通しをお願い申し上げます。

次に、25ページの財政指数等に関する表であります。標準財政規模であります。30億3,097万5,000円となっております。村が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示す額であります。次の財政力指数3か年平均であります。0.270ということで、前年度と比べて微減となっております。公債費負担比率につきましては18.2%、前年度より3.1ポイントの減となっております。公債費比率につきましては8.2%ということで、前年度より1.3ポイントの減となっております。実質公債費比率であります。7.6%となり、前年度より1.6ポイント減少しております。比率は3か年平均となっております。令和4年度の単年度だと5.8%であり、公債費の元利償還金のピークが過ぎたことから、今後もこの程度で推移すると予想されます。経常収支比率ですが、77.8%で、0.5ポイントの減となっております。減の理由といたしましては、歳入面では地方交付税が増えたこと、歳出面では公債費の償還額が減ったことによるものであります。続きまして、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.9%、滞納繰越分につきましては4.9%、合計で99.5%となったところであります。前年度より0.4ポイント上がっております。

26ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

続きまして、令和4年度簡易水道事業特別会計決算書を御覧ください。1ページをお開きいただきたいというふうに思います。令和4年度更別村簡易水道事業決算報告書であります。(1)、収益的収入及び支出、収入の決算総額は1億5,589万4,616円、支出の決算総額は1億6,102万1,516円であります。

続いて、2ページにまいります。資本的収入及び支出、収入の決算総額は1億2,523万1,000円、支出の決算総額は8,713万8,013円あります。

3ページから6ページまでは財務諸表であります。7ページから12ページまでは令和4年度更別村簡易水道事業報告書、14ページ以降は決算附属明細書でありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、更別村公共下水道事業特別会計決算書をご用意いただきたいというふうに思います。1ページをお開きください。令和4年度更別村公共下水道事業決算報告書であります。(1)、収益的収入及び支出、収入の決算総額は1億5,540万8,721円、支出の

決算額総額は1億9,258万445円であります。

2ページをお開きいただきたいというふうに思います。(2)、資本的収入及び支出、収入の決算総額は1億8,733万5,000円、支出の決算総額は1億8,177万7,276円であります。

3ページから6ページまでは財務諸表であります。7ページから14ページまでは令和4年度更別村公共下水道事業報告書、15ページ以降は決算附属明細書でありますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

次に、更別村各会計歳入歳出決算書であります。206ページから財産に関する調書があります。これにつきましては、お目通しをお願い申し上げます。

その他各提出資料につきましてもご参照いただきたいというふうに思います。

以上、ご説明を申し上げ、認定方、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 お諮りいたします。

認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

審議の方法についてお諮りいたします。一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計診療施設勘定及び他の特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行います。その後会計決算ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

それでは、一般会計歳出決算から質疑を行います。

41ページ、款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係があります人件費について説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で一般職2名、総務費で特別職2名及び一般職60名、農林水産業費で一般職2名、教育費で特別職1名及び一般職14名に係る人件費を支出しております。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で一般職11名、介護保険事業特別会計事業勘定で一般職2名、簡易水道事業特別会計で一般職2名、公共下水道事業特別会計で一般職1名に係る人件費を支出しております。全会計で

特別職3名、一般職94名、合計97名分の人件費を支出しております。常勤特別職及び一般職の人件費は、総額で7億7,304万9,669円、前年度比較で653万1,360円、0.85%の増となっています。給料で899万3,089円、2.49%の増となっており、昇給、昇格に伴う異動で455万6,300円の増、職員の退職で1,384万2,633円の減、職員の採用で1,568万2,800円の増、給料表の改定などその他の異動で259万6,622円の増となっております。職員手当等では195万9,809円、0.9%の減となっており、期末手当基礎額に乗ずる率の改正及び令和3年12月に支給された期末手当に係る調整額の減額などにより期末手当が258万1,397円の減、勤勉手当基礎額に乗ずる率の改正などにより勤勉手当が380万6,843円の増となっております。共済費は、197万5,876円の増となっております。昇給、昇格に伴う標準報酬月額増、負担金率の変更などによるものでございます。退職手当組合及び福祉協会負担金は247万7,796円の減となっており、主には退職手当組合に対する普通負担金率の変更によるものでございます。

これより予算科目単位で特徴的な経費など特に説明が必要と思われる事項を中心に各課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議会費について補足説明をさせていただきます。41ページ、42ページをお開きください。款1項1目1議会費は、予算現額4,827万7,000円、支出済額4,816万2,409円で、不用額は11万4,591円となっています。備考欄を御覧ください。(1)、議員報酬等は、議会議員の報酬、手当等の経費で、支出済額は2,602万7,680円です。(2)、議会運営経費は、議会広報の印刷製本費、議事録作成業務委託料、十勝町村議会議長会負担金が主なもので、支出済額は273万1,511円です。(3)、職員等人件費は、議会事務局職員2名の給料、職員手当等の経費で、支出済額は1,940万3,218円です。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 それでは、次に同じく41ページ、款2総務費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 総務費について補足説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算現額6億7,838万9,525円、支出済額6億7,439万4,855円で、不用額は399万4,670円となっています。節3職員手当等の不用額91万3,078円の内容は、一般職の時間外勤務手当で84万1,191円の執行残が生じたことによるものでございます。節4共済費の不用額57万3,251円の内容は、主にパートタイム会計年度任用職員に係る共済組合負担金で30万2,997円、社会保険料で24万5,842円の執行残が生じたことによるものでございます。節10需用費の不用額68万5,554円の内容は、主に庁舎燃料費で21万5,249円、消耗品費で23万7,364円、庁舎光熱水費で6万9,719円、備品修繕

費で15万5,000円の執行残が生じたことによるものでございます。節11役務費の不用額30万7,570円の内容は、主に広告掲載料で5万5,580円、各種衛生検査料で3万円、運搬料で10万7,531円、郵便料で4万8,542円の執行残が生じたことによるものでございます。節12委託料の不用額58万1,229円の内容は、主にソフトウェアライセンス調達委託料で26万8,820円、ふるさと納税業務委託料で14万3,923円、各種検診委託料で5万1,970円、OA機器保守点検委託料で5万1,300円の執行残が生じたことによるものでございます。備考欄

(1)、総務関係委員会等運営事業は、表彰者選考委員会、使用料等審議会等の委員報酬、旅費、費用弁償で、支出済額は13万5,660円です。(2)、功労者等表彰事業経費は、村功労者表彰に係る記念品、表彰式のしおりの印刷に要する経費で、支出済額は43万8,693円でございます。(3)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎の燃料費、光熱水費、警備業務、清掃業務の委託料が主なもので、支出済額は1,910万5,670円でございます。43ページ、44ページをお開きください。(4)、総務管理一般事務経費は、消耗品費、郵便料、複写機使用料、北海道市町村総合事務組合への負担金が主なもので、支出済額は1,646万7,493円でございます。(5)、契約事務経費は、契約事務に係る旅費及び消耗品費で、支出済額は2万1,489円でございます。(6)、情報処理管理事務経費—OA機器管理は、北海道電子自治体共同運営協議会運用委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金、地方公共団体情報システム機構負担金が主なもので、支出済額は4,826万2,580円でございます。(7)、共通物品等調達経費は、事務用消耗品の購入、封筒の印刷に要する経費で、支出済額は193万7,705円でございます。(8)、出納一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、振込手数料が主なもので、支出済額は318万4,569円でございます。45ページ、46ページをお開きください。(9)、職員研修経費は、職員の研修に係る旅費、業務委託料、研修参加に要する負担金で、支出済額は77万3,585円です。(10)、職員福利厚生経費は、職員の総合健診診断委託料、各種検診委託料、メンタルヘルスサポート委託料が主なもので、支出済額は470万4,996円でございます。(11)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬、共済組合負担金、社会保険料、労働保険料等で、支出済額は2,078万5,536円でございます。(12)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、フルタイム会計年度任用職員に係る給料、職員手当等で、支出済額は595万3,612円でございます。(13)、職員等人件費は、村長部局の職員62名の給料、職員手当等の経費で、支出済額は4億8,800万122円でございます。(14)、情報処理導入経費は、ソフトウェアライセンス調達委託料、情報システムの標準化、共通化、行政手続のオンライン化等に伴う北海道自治体情報システム協議会などで、支出済額は1,547万9,768円でございます。47ページ、48ページをお開きください。(15)、社会保障・税番号制度整備事業は、社会保障・税番号制度実行体制整備業務委託料で、支出済額は189万2,000円でございます。(16)、寄付金管理事業は、寄附採納贈呈品の購入費用、ふるさと納税業務委託料、寄付金管理基金積立金等で、支出済額は3,714万2,377円でございます。(17)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施いたしま



した庁舎会議室、宿直室空調設備設置工事、庁舎ロビー用パネル購入の費用で、支出済額は1,010万9,000円でございます。

目2文書広報費は、予算現額404万6,000円、支出済額404万2,944円で、不用額は3,056円でございます。備考欄(1)、文書事務管理経費は、法令集追録代、例規更新データ作成委託料が主なものでございます。

目3財産管理費は、予算現額1,241万2,800円、支出済額1,232万4,589円で、不用額は8万8,211円です。備考欄(1)、村有住宅等維持管理経費は、村有住宅の修繕費等の経費で、支出済額は68万4,043円でございます。(2)、財産維持管理経費は、村有地の草刈り業務委託料等の経費で、支出済額は39万8,546円です。(3)、財産取得事業—物品取得は、印刷機の更新に係る費用で、支出済額は517万円でございます。49ページ、50ページをお開きください。(4)、村有建物等改修事業は、格納庫の屋根、外壁改修工事費で、支出済額は572万円でございます。(5)、財産処分経費は、複合機の更新に伴う搬出運搬料で、支出済額は35万2,000円でございます。

目4地方振興費は、予算現額9億8,189万8,000円、支出済額9億4,051万168円、翌年度繰越額1,599万円で、不用額は2,539万7,832円となっております。節8旅費の不用額145万7,930円の内容は、主に各種要請・施策調査経費の要請旅費で70万円、施策調査旅費で70万6,310円の執行残が生じたことによるものでございます。節10需用費の不用額42万7,742円の内容は、主に地域創造複合施設修繕費31万7,500円が執行残となったことによるものでございます。節12委託料の翌年度繰越額1,599万円は、繰越明許費で、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業委託料1,599万円を翌年度に繰り越すものでございます。節18負担金補助及び交付金の不用額2,297万7,910円の内容は、主に生活交通路線維持費補助金で190万2,000円、地域活性化起業人制度による派遣職員負担金で280万円、更別スーパービレッジ構想助成金で1,778万2,933円の執行残が生じたことによるものでございます。節23投資及び出資金の不用額30万円の内容は、更別村ソーシャルベンチャー出資金で30万円の執行残が生じたことによるものでございます。備考欄(1)、各種要請・施策調査経費は、要請、施策調査に係る旅費、各種施策調査委託料で、支出済額は134万3,690円でございます。(2)、総合計画策定事業は、総合計画表紙印刷製本費で、支出済額は3万1,900円です。(3)、移住定住促進事業、臨時分は、地域おこし協力隊員に対する報酬、住宅借り上げ料、南十勝夢街道推進協議会負担金が主なもので、支出済額は362万5,045円です。(4)、結婚支援事業は、結婚新生活支援事業補助金で、支出済額は90万円です。(5)、宅地分譲事業経費は、宅地分譲に要する経費、宅地分譲地の管理に要する経費で、支出済額は8万6,416円です。(6)、生活交通路線維持対策事業は、十勝バス株式会社に対する地域間幹線系統路線維持費補助金、新生活交通ネットワーク活用地域活性化交流推進事業負担金が主なもので、支出済額は880万8,086円です。(7)、ふるさと創生事業は、ふるさと創生基金事業助成金交付要綱に基づく4件の事業に対する助成金で、支出済額は629万1,000円です。(8)、ふるさと創生事業基金積立金は、運用益金である預金利子の積立てで、支出済額は514円です。

50ページ、51ページをお開きください。(9)、地方創生関連事業、臨時分は、台東・墨田連携プロジェクトに係る十勝町村会負担金で、支出済額は50万9,000円です。(10)、生涯活躍のまち推進事業は、生涯活躍のまち支援事業委託料で、支出済額は942万1,236円です。

(11)、地域創造複合施設整備事業は、地域交流センター改修工事費で、支出済額は1,830万4,000円です。(12)、デジタル活用支援事業は、コミュニティナース委託料、地域活性化起業人制度による派遣職員負担金で、支出済額は638万5,000円です。(13)、人材育成事業は、主に地域おこし協力隊員の報酬、住宅借り上げ料、サテライトオフィス借り上げ料、人材育成事業助成金で、支出済額は995万1,534円です。(14)、人材育成事業（東京大学連携講座分）は、東京大学連携講座負担金で、支出済額は3,000万円です。(15)、上更別地域活性化対策事業は、上更別地区活性化事業助成金で、支出済額は201万6,000円です。(16)、NPO法人支援事業は、特定非営利活動法人どんぐり村サラリに対する活動助成金で、支出済額は50万円です。(17)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は、夢大地さらべつ推進委員会の委員報酬、旅費、費用弁償で、支出済額は30万6,500円です。(18)、企画政策事務経費は、十勝圏複合事務組合運営負担金、十勝圏活性化推進期成会負担金、JICA職員派遣事業負担金が主なもので、支出済額は151万7,850円です。53ページ、54ページをお開きください。(19)、移住定住促進事業、經常分は、北海道移住促進協議会負担金が主なもので、支出済額は9万3,870円です。(20)、定住化促進住宅維持管理経費は、施設管理用備品購入費等で、支出済額は28万8,521円です。(21)、地域創造複合施設維持管理経費は、建物災害保険料、地域創造複合施設管理委託料、管理用備品購入費で、支出済額は946万9,091円です。(22)、地域振興財産維持管理経費は、市街地誘導看板修繕費、ポケットパーク管理業務委託料が主なもので、支出済額は87万5,182円です。(23)、バス待合所維持管理経費は、バス待合所の光熱水費、修繕費、管理業務委託料が主なもので、支出済額は60万6,573円です。(24)、乗合タクシー運行事業は、交通システム保守管理委託料、乗合タクシー事業委託料で、支出済額は1,016万7,300円です。(25)、情報通信基盤施設運営経費は、情報通信基盤施設の災害保険料で、支出済額は9,024円です。(26)、姉妹提携事業は、東松島市との姉妹都市交流事業助成金で、支出済額は2万2,208円です。55ページ、56ページをお開きください。広報関係経費は、広報さらべつの作成、発行等に要する経費で、支出済額は395万4,241円です。(28)、図柄入りご当地ナンバープレート導入事業は、郵便料で、支出済額は4万320円です。(29)、地方創生テレワーク事業は、サテライトオフィス開設支援事業補助金で、支出済額は3,078万8,000円です。(30)、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業委託料で、支出済額は4,149万2,000円です。(31)、更別スーパービレッジ構想推進事業は、更別スーパービレッジ構想助成金、更別村ソーシャルベンチャー出資金で、支出済額は7億4,270万6,067円です。

目5交通安全費は、予算現額53万7,000円、支出済額52万3,360円で、不用額は1万3,640円となっています。備考欄(1)、交通安全運動推進経費は、交通安全指導員に対する報酬等の経費でございます。

目6公平委員会費は、予算現額2万5,000円、支出済額2万3,960円で、不用額は1,040円となっています。備考欄(1)、公平委員会運営経費は、公平委員会委員に対する報酬等の経費でございます。

目7車両管理費は、予算現額5,546万1,000円、支出済額5,441万4,061円で、不用額は104万6,939円となっています。節10需用費の不用額75万7,976円の内容は、主に車両センター維持管理経費、備品修繕費で10万円、公用車維持管理経費、公用車燃料費で22万7,070円、公用車修繕費で10万7,439円、バス運行維持管理経費、消耗品費で12万7,414円の執行残が生じたことによるものでございます。備考欄(1)、公用車車庫維持管理経費は、公用車車庫の光熱水費等の経費で、支出済額は6万9,989円です。(2)、車両センター維持管理経費は、車両センターの燃料費、光熱水費等の経費で、支出済額は67万535円です。57ページ、58ページをお開きください。(3)、公用車維持管理経費は、公用車の燃料費、修繕費、自動車損害保険料等の経費で、支出済額は437万359円です。(4)、バス運行維持管理経費は、村民バス、福祉バス、スクールバスの消耗品費、修繕費、運行管理委託料が主なもので、支出済額は3,975万5,178円です。(5)、公用車両購入事業は、自動車1台の購入に係る費用で、支出済額は333万3,000円です。(6)、公用車車庫改修事業は、公用車車庫外壁等改修工事費で、支出済額は621万5,000円です。

目8村有林管理費は、予算現額3,049万1,000円、支出済額3,046万3,314円で、不用額は2万7,686円となっています。備考欄(1)、村有林整備事業一補助事業は、主に森林環境保全整備事業委託料で、支出済額は2,135万6,899円です。(2)、村有林整備事業一単独事業は、森林保険料、村有林整備事業委託料で、支出済額は181万9,306円です。(3)、村有林野基金積立金は、積み増し分及び預金利子の積立てで、支出済額は700万4,241円です。59ページ、60ページをお開きください。(4)、開村75周年記念事業一耕地森林は、開村75周年記念事業植樹祭看板設置工事等の費用で、支出済額は16万6,120円です。(5)、村有林管理事務経費、経常分は、村有林管理事務消耗品購入費、備品修繕費等で、支出済額は11万6,748円です。

目9住民活動費は、予算現額1,334万8,000円、支出済額1,318万8,320円で、不用額は15万9,680円となっています。備考欄(1)、行政区会館維持管理経費は、行政区会館の修繕費や管理委託料など行政区会館維持管理に係る経費で、支出済額は238万4,460円です。(2)、地域安全等住民活動経費は、主には各行政区に対する運営交付金、生活安全推進協議会への助成金で、支出済額は879万944円です。(3)、行政区会館改修事業は、更南行政区会館床修繕で、支出済額は49万5,000円です。(4)、協働活動経費は、総合賠償補償保険料、協働活動交付金で、支出済額は151万6,578円です。(5)、協働のまちづくり基金積立金は、運用益金である預金利子の積立てで、支出済額は1,338円です。

目10財政調整基金費は、予算現額1億5,609万2,000円、支出済額1億5,608万1,709円で、不用額は1万291円となっています。運用益金である預金利子を積み立てており、また地方財政法では決算剰余金の2分の1を下らない額を積立てまたは地方債の繰上償還の財源に

充てることとされていることから、財政調整基金積立金の財源としております。

目11公共施設等整備基金費は、予算現額1億5,004万円、支出済額は1億5,003万9,746円で、不用額は254円となっています。運用益金である預金利子を積み立て、また今後の公共施設の改修等を見込み、1億5,000万円を積み増ししております。

目12減債基金費は、予算現額7,000円、支出済額6,324円で、不用額は676円となっております。運用益金である預金利子を積み立てております。

61ページ、62ページをお開きください。目13開村記念事業推進費は、予算現額1,848万円、支出済額1,845万3,299円で、不用額は2万6,701円となっています。備考欄(1)、開村75周年記念事業は、パートタイム会計年度任用職員報酬、村史制作業務委託料等を支出しております。

項2徴税费、目1税務総務費は、予算現額411万9,125円、支出済額396万2,217円で、不用額は15万6,908円となっています。備考欄(1)、固定資産評価審査委員会運営経費は、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び旅費、費用弁償で、支出済額は1万4,960円です。

(2)、税務事務経費は、パートタイム会計年度任用職員報酬、十勝市町村税滞納整理機構への負担金が主なもので、支出済額は251万1,390円です。(3)、村税還付金等は、村税の還付金及び還付加算金で、支出済額は143万5,867円です。

目2賦課徴収費は、予算現額421万875円、支出済額404万3,033円で、不用額は16万7,842円となっています。備考欄(1)、賦課徴収事務経費は、固定資産税納税通知書等の印刷製本費、家屋評価管理システム保守管理委託料、土地鑑定評価委託料などで、支出済額は351万9,333円です。(2)、賦課徴収整備事業は、軽自動車税ワンストップ対応等に係る北海道自治体情報システム協議会負担金で、支出済額は52万3,700円です。

項3目1戸籍・住民基本台帳費は、予算現額1,572万1,000円、支出済額1,569万6,201円で、不用額は2万4,799円となっています。

○議 長 休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時48分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### ◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月12日は休会いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月12日は休会することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議 長 再びお諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会いたします。

(午後 3時50分延会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 9月 11日

更別村議会議長

同 議員

同 議員